

改定素案

大阪市港区地域福祉計画

(平成 28 年度～平成 30 年度)

平成 28 年 3 月
大阪市港区

目 次

第1章 港区地域福祉計画について

1. 改正の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 地域福祉推進の支援体制 ※新規

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 高齢化の進行と地域包括ケアシステムの構築 ※新規
2. 少子化と子育て家庭の福祉的課題
3. 障がい者の自立支援
4. 虐待や社会的孤立の増大
5. 健康寿命の延伸
6. 地域福祉活動の担い手や場所の拡大 ※新規
7. 新たな法律等の施行・改正 ※新規

第3章 地域福祉を進めるための基本方針

1. 「地域福祉」とは
2. 基本的な考え方
 - ① 人権尊重の考え方
 - ② 住民主体の考え方
 - ③ 利用者本位の考え方
 - ④ 社会的援護を要する人々への支援の考え方
3. 地域福祉の具体化のための視点
 - ① 誰もが「受け手」「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように
 - ② 「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として
 - ③ 地域における人々のつながりの強化を
 - ④ 地域の課題の解決はできるだけ市民の身近なところで
 - ⑤ 暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように
 - ⑥ ビジネス的手法の導入
 - ⑦ 担い手の役割と強みを活かした「協働」を

第4章 施策の展開

1. 地域の福祉力の向上

- ①住民による地域福祉活動の活性化
- ②地域福祉の担い手の育成
- ③いきいきと自分らしく暮らすための支援
- ④協働による多様なサービスの創出
- ⑤避難行動要支援者への支援

2. 地域福祉を支える基盤整備

- ①専門的相談機能の充実 ※新規
- ②相談しやすいしくみづくり
- ③さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実
- ④セーフティネットを支える人材の専門性の確保
- ⑤地域福祉推進のための財政基盤の強化 ※新規

3. 権利擁護の推進

- ①虐待・DV防止施策の推進
- ②判断能力の不十分な人々への支援

第5章 地域福祉計画の推進にあたって

1. 地域支援システムについて

2. 計画の進捗管理と評価

第1章 港区地域福祉計画について

1. 改正の背景

だれもが地域※で安心して自分らしく暮らしていくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わる全ての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」（計画期間：平成16～20年度）が策定され、また、第1期計画に基づく取り組みの成果と課題を踏まえた第2期計画が平成21年3月（計画期間：平成21～23年度）に策定されました。

大阪市では、大阪全体の持つ力を活かし、地域の活力を一層発揮させていくため、「成長は広域行政※、安心は基礎自治行政※」という考え方のもとで「市政改革プラン」を平成24年8月に策定し、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）※の考え方から、区内の基礎自治に関する施策を区長の権限と責任で実施することとしました。

これまでのような大阪市域を単位とした一つの計画ではなく、区の特徴のある地域福祉の取り組みを推進するため、平成24年11月に「大阪市地域福祉推進指針」が策定されました。

この指針を踏まえて、港区では、平成25年3月に「大阪市港区地域福祉計画」を策定し、この計画に基づき、平成26年3月までには、各小学校下で「港区地域福祉活動計画」（アクションプラン）が策定されました。

この2つの計画により、地域福祉力の向上を図り、地域の特徴を活かしながら地域福祉の理念である「公私協働」を一層促進し多様な福祉ニーズを充足することをめざして取り組んでいます。

一方で、近年の社会経済状況の変化に伴って、経済的困窮、社会的孤立、虐待の増加など福祉課題のさらなる増大、深刻化が進んだことから、法律や制度が改定されるなど、地域福祉をめぐる環境は大きく変化しています。

今回の改正では、これまでの計画の方針を継承して、すべての区民※、団体、事業者、行政機関等が、一層協力して地域福祉を支える基盤づくりをしっかりと行うとともに、法律や制度の改正内容も踏まえ、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりをめざします。